

第1回「貸切バス運転者に対して行う指導及び監督の改正検討 ワーキンググループ」 議事概要

【日時】平成28年5月11日（水）14:00～16:00

【場所】中央合同庁舎3号館1階共用会議室

【出席者】北島委員、高柳委員（代理：渡辺良祐氏）、藪委員、安宅オブザーバー、石川オブザーバー、勝又オブザーバー（代理：西川和孝氏）、長尾オブザーバー、山下オブザーバー

【概要】

- WGの設置及び今後のスケジュールについては異議なし。
- 会議冒頭、事務局より以下の点について説明。
 - ・軽井沢スキーバス事故対策検討委員会中間整理の内容
 - ・貸切バスの交通事故発生状況（多数の死者が発生する事故は多くないこと、対車両の追突事故が多いこと等）
- 主要な委員意見は以下のとおり。

【実技訓練の義務づけについて】

- 初任運転者及び事故惹起運転者に対する実技訓練の義務づけが必要であるとの認識で一致。

（実技による訓練が必要な項目について）

- 車両（中型、大型）や製造された年式によってはブレーキシステムの操作感、シフトチェンジの仕方等が異なる。適切に操作するには実技訓練が求められる。
- 車内事故の防止のため急ブレーキをかけない運転をするには、車間距離を十分にとることを訓練させる必要がある。
- 一方、急ブレーキはかける訓練を行わないとなかなかかけられないので、急ブレーキのかけ方に関しては十分な指導を行うべき。
- 高速走行を想定した運転訓練も必要と考えられる。一方でテストコースをどのように確保するかが課題になる。
- ABSを適切に作動させるという観点から、正しい運転姿勢を指導している。

（検討において留意すべき事項）

- テストコースを持っていない中小事業者の負担を考慮し、テストコースの拡充等が進まないようであれば、実技の訓練は公道で行えるものとする等が必要ではないか。
- 実技による訓練が義務化されることにより、需要が明確になれば、テストコースの拡充等の体制を整えることも検討できる機関もあるのではないか。
- 旅客の安全を担っているので、トラックの場合と異なり、貸切バスにおいて、実

技訓練は営業運行とは別途行うべきではないか。

- 運転技能が高い運転者に対しても、会社が変われば初任運転者として扱い、特別な指導を行う必要があるのか。

【一般的な指導及び監督内容について】

- 自社の車の構造（ブレーキシステム等）を十分に把握することが必要。

【ドライブレコーダーを用いた教育について】

- 衝撃感知型（トリガータイプ）では把握しきれない危険な場面もあることから、常時録画型のドライブレコーダーを設置して指導監督に活用しているところもある。
- 追突事故の原因は前方不注意だけではないため、日頃の運行中の車間距離などをドライブレコーダーの映像で確認し追突事故を起こすリスクを事前に抽出し、指導に役立てる事も必要である。
- 常時録画型を用いた指導の場合には、指導に有効な映像の抽出に時間がかかり、中小の事業者においては活用が進みにくい面に留意が必要。
- トリガータイプのドライブレコーダーを活用して、運転者に自身の急ブレーキ等のイベントの発生状況をグラフ化したものを提示しただけでも、運転方法の改善につながった事例がある。運転者の運転行動の改善、意識改革の観点からは、トリガータイプのドライブレコーダーにより得られる効果もある。
- 貸切バスにおいては、高速道路のような信号のない道路を長時間運行するという特徴から、トリガータイプのドライブレコーダーにより収集できるヒヤリ・ハットの数は少ないのではないか。
- ドライブレコーダーの活用例として、一般的な指導及び監督を行った内容について、営業運転の状況を把握することにより、改善チェックにも使用できる。

【その他】

- すべての初任運転者に特別な指導の実施を義務付けた場合、グループ企業内異動においても、初任運転者として扱われることになる。

以 上